

地図作成作業区域内の土地に関する 分筆等の登記申請について（お知らせ）

今般、江東区北砂四丁目の一部地区で実施している地図作成作業において、区域内に公共基準点の設置を完了しました。

つきましては、作業区域内の土地に係る分筆等、地積測量図を添付情報とする登記申請等には、新設基準点を含む公共基準点を与点とした測量の成果による図面の添付をお願いいたします。

また、当局が区域内に設置した基準点に係る基準点網図、成果表及び点の記は、東京法務局墨田出張所に備え付けておりますので、お問い合わせください。

なお、現地の測量に際しましては、下記作業担当者に御相談の上、作業に着手するようお願いいたします。

東京都江東区東砂一丁目3番6号

東京法務局地図作成作業北砂現地事務所

地図作成作業担当 板垣，阿部

電話 03-5635-6611

時間 午前9時から午後4時（土日祝日，年末年始は除く）